

## 第三次寝屋川市地域福祉計画の柱ごとの現状・課題のまとめ

第三次寝屋川市地域福祉計画 取組体系		第三次寝屋川市地域福祉計画の柱ごとの主な現状・5年後を見据えた課題のまとめ	
計画の柱	取組	アンケート、事業状況からみた主な現状	5年後を見据えた課題
1 生活の“困りごと”に対応する	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実 (2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実 (3) 住まいの支援の充実	○身近な相談窓口として、市内に15か所で「まちかど福祉相談所」を実施 ○待機児童ZEROプランRの推進により、7年連続4月1日時点の待機児童数0人を達成 ○留守家庭児童会の体制整備として、市内12小学校において、土曜日開所を開始 ○自立相談支援事業を始めとする包括的な生活困窮者の自立支援を実施	・市民が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応していくためには、既存の支援関係者だけでなく、課題に応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的なネットワークにより包括的な支援体制を整えることが重要となる。 ・地域において、市民、民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会、地域協働協議会、社会福祉施設、社会福祉協議会、企業、NPOなどの多様な主体が集まり、自分たちが暮らし、活動する地域について考え、自分たちの地域を創っていく取組が期待されている。 ・市民による主体的な地域づくりについては、市民に対して地域生活課題への関心や問題意識の醸成等を図り、市民と社会資源との関係をつなげ、新たな社会資源を活用・開発していくなどにより地域において環境や人へ働きかけるソーシャルワーク機能が重要となる。 ・地域社会からの孤立などにより、適切な支援を受けることができていない生活困窮者がいると考えられる。
2 ニーズに気づき、支援につなぐ	(4) ニーズの把握 (5) 相談窓口とネットワークの充実 (6) 問題を解決する仕組みの充実	○地域での見守り・相談・つなぎ等の機能を担うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置 ○各中学校区に配置した地域包括支援センターで、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談、包括的・継続的マネジメント事業などを一体的に実施 ○基幹相談支援センターで、障害者総合相談を実施	
3 地域福祉を知る、学ぶ	(7) 情報伝達の充実 (8) 学習と話し合いの推進	○市の福祉に関する情報を得る手段「市の広報誌」が79.6%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」が33.7%、「インターネット」が16.9%。	・市の事業や制度、活動団体等の活動内容などの福祉に関わる情報を、誰もが、いつでも、どこでも必要な時に受け取ることができ、支援を必要とする人がサービスにつながるということが重要となる。
4 健康と生きがいを高める	(9) 健康づくりと介護予防の推進 (10) 生きがいづくりの推進	○健康づくり実践講座やワガヤネヤガワ健康ポイント事業を通じて、自分や家族の健康づくりを推進 ○リハビリテーション専門職を要支援高齢者の自宅に派遣し、介護予防・自立支援を推進 ○3か月の短期集中通所サービスによる介護予防サービスを実施	・高齢化が進む中で、若年層から健康づくりへの関心を高めていく取組が重要となる。 ・地域におけるサロン活動など、地域ぐるみで健康づくり活動の促進が期待される。 ・社会参加することが生きがいとなる環境づくりが、より一層必要となる。 ・地域包括ケアシステムの構築における、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な推進を図り、市民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげていくことが必要となる。
5 地域福祉の担い手を充実する	(11) 地域福祉活動の担い手の充実 (12) 福祉サービス等の従事者の確保	○ボランティアセンターでのボランティア登録団体数は56団体 ○認知症の人及びその家族を応援者となる認知症サポーターを養成 ○子育て応援リーダー事業及び子育て応援サポーター事業の推進	・健康な長寿社会の形成に向けての重要な施策分野である介護予防や、生活支援等の新たな地域生活課題や要支援者ニーズに対応するためには、多様な主体・ボランティアが参画し、これまでの見守りや助け合い等の互助の向上にもつながる好循環を生み出すことが期待される。 ・支援を受けながら社会への参画を目指す人など、要支援者の個性や状況に応じ、ボランティアの担い手としての機会を提供していくことも求められる。 ・市民一人ひとりが、様々な地域生活課題に気づき、課題解決に向け問題意識を共有し、協働・実践するためには、学習会等により市民が学び合うことを通じて、地域福祉に関する活動に対する関心の向上等と促すことが必要となる。 ・介護ニーズの増加に対して、介護人材の不足が見込まれている。 ・保育ニーズの増加や子どもや子育てを取り巻く環境の変化により、保育所等に求められる役割や機能が多様化・複雑化し、教育・保育人材の確保と専門性の向上がより重要となっている。
6 地域福祉活動を支える	(13) 地域福祉活動への支援の推進	○地域協働協議会による、住民同士や団体が協力・連携し、地域での課題解決を目指す活動の実施 ○民生委員・児童委員による、地域での相談や支援の実施	・市民などを対象に、虐待やDVへの一層の理解促進や相談窓口の周知が求められている。 ・虐待防止及び早期発見に向けて、虐待に係る調査や相談の中で把握した世帯全体が抱える様々な地域生活課題についても解決を図るよう関係機関が連携して取り組むことが重要となる。 ・成年後見制度の更なる利用促進に取り組むことが求められている。
7 一人一人の権利を守る	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進 (15) サービスや活動の質の向上	○虐待防止に関するネットワーク会議の実施 ○判断能力が不十分な高齢者等の成年後見制度の活用支援 ○児童虐待等の未然防止、早期対策などに向けた、子ども家庭総合支援拠点事業の実施	
8 地域のつながりを広げる	(16) 地域のつながりづくりの推進	○校区福祉委員会による、見守り活動等の実施 ○地域子育て支援事業の推進 ○子ども食堂の支援の実施	計画の柱1・2と同じ
9 快適で安全なまちをつくる	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり (18) 安全なまちづくり	○買い物等外出促進事業の実施 ○高齢者交通系ICカード購入補助事業の実施 ○避難行動要支援者名簿の整備	・ユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの充実が必要となる。 ・地域のつながりを強め、子どもの安全対策など犯罪に強い地域づくりが重要となる。 ・避難行動要支援者名簿の有効な利活用の仕組みの構築が必要となる。
10 地域福祉をみんなで進める	(19) 協働で進める仕組みの充実 (20) 計画を推進する仕組みの充実	○高齢者や障害者に係る課題を地域全体で検討する地域ネットワーク会議、地域ケア会議の開催 ○障害者を支援する自立支援協議会の開催	計画の柱1・2と同じ。